

2026年2月19日

各 位

会 社 名 株式会社 JDSC
代表者名 代表取締役 加藤 聡志
(コード：4418、東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 平井 良介
(TEL . 03-6773-5348)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、2026年4月に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という）のための基準日設定及び本臨時株主総会の付議議案（資本金の額の減少）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年3月6日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会における議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2026年3月6日（金）
- (2) 公告日 : 2026年2月19日（木）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://jdsc.ai/publicnotice/>

2. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えるものであります。

(2) 減資の要領

① 減少すべき資本金の額

2026年2月19日現在の資本金の額756,364,900円を746,364,900円減少して10,000,000円といたします。

② 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済み株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全額をその他資本準備金に振り替えるものであります。

(3) 減資の日程（予定）

①	取締役会決議日	2026年2月19日（木）	
②	臨時株主総会決議日	2026年4月30日（木）	（予定）
③	債権者異議申述公告日	2026年5月14日（木）	（予定）
④	債権者異議申述最終期日	2026年6月15日（月）	（予定）
⑤	減資の効力発生日	2026年6月19日（金）	（予定）

(4) 今後の見通し

本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また本件は、2026年4月30日開催予定の当社臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上